

久喜市職員服務規程の一部を改正する訓令

久喜市職員服務規程（平成２２年久喜市訓令第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「、総務部しょうぶ会館館長」を削り、同条第４号中「、総務部しょうぶ会館」を削る。

第１０条第１項第１号中「（平成２２年久喜市規則第８号）」を「（令和６年久喜市規則第１５号）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第３条第３号及び第４号の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。